

図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和58年2月17日福岡県教育委員会規則第4号）（以下「利用規則」という。）第3条、第3条の2、第3条の3、第5条及び第26条の規程に基づき、福岡県立図書館（以下「図書館」という。）及び図書館資料（以下「資料」という。）の利用等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧室等)

第2条 図書館の資料等を利用する者のために、次の施設を置く。（以下「閲覧室等」という。）

- (1) 第1閲覧室
- (2) 第1閲覧室別室
- (3) 第2閲覧室
- (4) ふくおか資料室
- (5) 子ども図書館
- (6) 学習室

(利用時間)

第3条 利用規則第3条に基づく、閲覧室等の利用時間は、次のとおりとする。

区 分	利 用 時 間
第1閲覧室・第1閲覧室別室・ 第2閲覧室・ふくおか資料室	午前9時から午後7時まで ただし、日曜日は、午後5時まで
子ども図書館・学習室	午前9時から午後5時まで

(閲覧室等の利用)

第4条 閲覧室等では、利用者は、手荷物を自己管理のもとに携帯することができる。ただし、ふくおか資料室では、筆記用具、ノート等を除き、手荷物をロッカーに入れた後閲覧室に入室しなければならない。

(開架資料の利用)

第5条 利用者は、閲覧室等において開架されている資料を自由に利用することができる。ただし、館外に借り出すときは別に定める手続きによらなければならない。

(書庫内資料の利用)

第6条 利用者は、書庫内の資料(マイクロフィルムを含む。)を利用しようとするときは、図書館内に設置する端末機から出力した資料名等が記載されたレシート、又は資料の特定が可能な情報を記載した書面を職員に提示して請求するものとする。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、利用に関する条例・規則等を遵守するとともに職員の指示に従わなければならない。

2 利用規則第3条の2第7号に定める禁止行為は次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 違法行為
- (2) 他の図書館利用者に対する迷惑行為
- (3) 図書館職員の業務の妨げとなる行為
- (4) 図書館の運営や施設管理上不適切な行為
- (5) その他、図書館利用者の義務に違反する行為

(図書館の秩序の保持)

第8条 利用者の義務に違反した者に対しては、法令及び利用に関する条例・規則等に照らし厳正に対処するものとする。

2 利用規則第3条の3に定めるその他必要な措置は次の各号に定める措置とする。

- (1) 注意・警告
- (2) 対応の打ち切りと室内等からの退去指示
- (3) 警察署等への通報
- (4) 家庭等への連絡

3 利用規則第3条の3に基づく館内からの退去については、注意・警告にも関わらず禁止行為を継続する違反者等に対し、館内秩序を保持するため必要と判断される場合に命じるものとする。

ただし、館長が不在でかつ緊急やむを得ないときは、次に定めるところにより退去命令書の発出について不在代決することができる。

(1) 館長が不在のとき 副館長

(2) 館長、副館長がともに不在でいずれも連絡が取れないとき 室長

4 利用規則第3条の3に定める違反事項の是正及びその他必要な措置については、教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程第6条各号に該当する事案を除き、副館長、室長、班長(以下「副館長等」という。)及び館長、副館長等の許可を得た職員が行うことができるものとする。

5 違法行為への対応や利用者・職員の安全確保のほか、利用者間トラブルの沈静化など利用者の安全・安心のための予防的措置を含め、館内秩序の保持に必要と判断される場合は、警

察署等の関係機関に通報を行い支援を要請する。

- 6 利用規則第3条の3に基づき館内からの退去命令を受けた利用者が、その後も禁止行為を繰り返すなど、当該利用者の入館が、他の利用者の利用や職員による図書館サービスの提供を阻害し、図書館の管理・運営に重大な支障が生じるおそれがあると判断される場合は、当該利用者に対し、利用規則第3条の3に基づき館内への入場を拒否するものとする。

なお、その際、福岡県行政手続条例第13条第2項第1号に該当する場合を除き、当該利用者に対し同条例第27条による弁明の機会を付与する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書館及び資料の利用等に関し必要な事項は、館長、副館長等で協議の上決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月30日から適用する。